

第22号議案

大田区公共物管理条例の一部を改正する条例について

1 概要

占用料及び使用料算定の基礎となっている東京都固定資産税評価額が令和3年1月1日に評価替されたことに伴い、評価替後の額を適正に反映させる必要があるため、占用料及び使用料を改定する。

2 改定する条項

- (1) 第12条第1項(占用料)の規定による別表第1(第7条、第12条関係)の占用料の額を改定する。
- (2) 第7条第1項第2号に掲げる物件について「大田区特別区道路占用料等徴収条例」を準用し、第12条第2項(使用料)の規定による別表第2の使用料の額を改定する。

3 主な改正内容

別紙 新旧対照表のとおり

4 施行日

令和4年4月1日

○大田区公共物管理条例

新				旧			
大田区公共物管理条例 平成14年3月20日 条例第26号 第1条から第34条まで（現行のとおり） 別表第1				大田区公共物管理条例 平成14年3月20日 条例第26号 第1条から第34条まで（略） 別表第1			
	種別	単位	占用料		種別	単位	占用料
第7条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本に	<u>9,350円</u>	第7条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本に	<u>7,970円</u>
	第二種電柱	つき1	<u>14,300円</u>		第二種電柱	つき1	<u>12,200円</u>
	第三種電柱	年	<u>19,300円</u>		第三種電柱	年	<u>16,500円</u>
	第一種電話柱		<u>7,720円</u>		第一種電話柱		<u>6,440円</u>
	第二種電話柱		<u>12,400円</u>		第二種電話柱		<u>10,400円</u>
	第三種電話柱		<u>17,000円</u>		第三種電話柱		<u>14,200円</u>
	その他の柱類		<u>830円</u>		その他の柱類		<u>710円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	<u>83円</u>		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	<u>71円</u>
	地下電線その他地下に設ける線類	ルにつき1年	<u>50円</u>		地下電線その他地下に設ける線類	ルにつき1年	<u>42円</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>8,180円</u>		路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>6,980円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>5,010円</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>4,270円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>16,700円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>14,200円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>23,400円</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>20,300円</u>
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>16,700円</u>	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>14,200円</u>		
第7条	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートル	<u>190円</u>	第7条	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートル	<u>160円</u>
	外径が0.04メートル	ルにつ	<u>340円</u>		外径が0.04メートル	ルにつ	<u>290円</u>

新					旧					
第1項第2号に掲げる物件	ル以上0.07メートル未満のもの		き1年		第1項第2号に掲げる物件	ル以上0.07メートル未満のもの		き1年		
	外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの			<u>500円</u>		外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの			<u>420円</u>	
	外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>750円</u>		外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>640円</u>	
	外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの			<u>1,000円</u>		外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの			<u>850円</u>	
	外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの			<u>1,500円</u>		外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの			<u>1,280円</u>	
	外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの			<u>2,000円</u>		外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの			<u>1,700円</u>	
	外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの			<u>3,500円</u>		外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの			<u>2,990円</u>	
	外径が0.70メートル以上1.0メートル未満のもの			<u>5,010円</u>		外径が0.70メートル以上1.0メートル未満のもの			<u>4,270円</u>	
	外径が1.0メートル以上のもの			<u>10,000円</u>		外径が1.0メートル以上のもの			<u>8,540円</u>	
	第7条第1項第3号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年		<u>14,800円</u>	第7条第1項第3号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年
第7条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	<u>16,700円</u>	第7条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	<u>14,200円</u>	
第7条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	(現行のとおり)	第7条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		(現行のとおり)			階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		(現行のとおり)			階数が3以上のもの			Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路	<u>11,700円</u>		上空に設ける通路		<u>10,100円</u>				

新				旧			
	地下に設ける通路		<u>7,020円</u>		地下に設ける通路		<u>6,100円</u>
	その他のもの		<u>10,400円</u>		その他のもの		<u>9,060円</u>
第7条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日 <u>230円</u>	第7条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日 <u>200円</u>
	商品置場その他これに類するもの		占有面積1平方メートルにつき1年 <u>23,400円</u>		商品置場その他これに類するもの		占有面積1平方メートルにつき1年 <u>20,300円</u>
第7条第1項第7号に掲げる工作物、物件又は施設	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積1平方メートルにつき1年 <u>23,400円</u>	第7条第1項第7号に掲げる工作物、物件又は施設	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積1平方メートルにつき1年 <u>20,300円</u>
	標識		1本につき1年 <u>13,300円</u>		標識		1本につき1年 <u>11,300円</u>
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートル又は1本につき1日 <u>230円</u>		旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートル又は1本につき1日 <u>200円</u>
		その他のもの	占有面積1平方メートル又は1本につき1年 <u>23,400円</u>			その他のもの	占有面積1平方メートル又は1本につき1年 <u>20,300円</u>
	アーチ式工作物		1基につき1年 <u>117,000円</u>		アーチ式工作物		1基につき1年 <u>101,600円</u>
	道路法施行令第7条第2項に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年 <u>16,700円</u>		道路法施行令第7条第2項に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年 <u>14,200円</u>
	道路法施行令第7		占有面 (現行の		道路法施行令第7		占有面 Aに0.024

新				旧			
条第3号に掲げる施設		積1平方メートルにつき1年	とおりに	条第3号に掲げる施設		積1平方メートルにつき1年	を乗じた額
板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>23,400円</u>	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>20,300円</u>
工事用危険防止施設		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>8,640円</u>	工事用危険防止施設		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>7,200円</u>
工事用詰所		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>23,400円</u>	工事用詰所		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>20,300円</u>
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>16,700円</u>	道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>14,200円</u>
道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	(現行のとおり)	道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
	階数が1のもの		(現行のとおり)		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	階数が2のもの		(現行のとおり)		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
	階数が3のもの		(現行のとおり)		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
階数が4以上のもの	(現行のとおり)						

新				旧			
		その他のもの	(現行のとおり)			その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額
	道路法施行令第7条第12号に掲げる器具	占有面積1平方メートルにつき1年	(現行のとおり)		道路法施行令第7条第12号に掲げる器具	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額

備考（現行のとおり）
別表第2

	種別	単位	使用料
第一種	ア 船、いかだ等の係留、栈橋等公共物を直接に利用するための施設の設置を目的とするもの	1平方メートル1年	1,524円
	イ 橋（添架物を含む。）の設置を目的とするもの	1平方メートル1年	<u>4,587円</u>
	ウ 公共物又は橋に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他仮設工作物の設置を目的とするもの		
	エ 通路その他原状のまま使用することを目的とするもの		

備考（略）
別表第2

	種別	単位	使用料
第一種	ア 船、いかだ等の係留、栈橋等公共物を直接に利用するための施設の設置を目的とするもの	1平方メートル1年	1,524円
	イ 橋（添架物を含む。）の設置を目的とするもの	1平方メートル1年	<u>4,154円</u>
	ウ 公共物又は橋に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他仮設工作物の設置を目的とするもの		
	エ 通路その他原状のまま使用することを目的とするもの		

新				旧			
第二種	ア 軌道事業又は 鉄道事業のため の軌道（橋を含 む。）の設置を 目的とするもの イ ガス又は電気 の供給事業及び 水道事業並びに 電気通信事業の ための工作物の 埋設を目的とす るもの	1平方 メート ル1年	<u>2,293円</u>	第二種	ア 軌道事業又は 鉄道事業のため の軌道（橋を含 む。）の設置を 目的とするもの イ ガス又は電気 の供給事業及び 水道事業並びに 電気通信事業の ための工作物の 埋設を目的とす るもの	1平方 メート ル1年	<u>2,077円</u>
第三種	電力の供給事業及 び電気通信事業の ための電柱又は鉄 塔の設置を目的と するもの	1平方 メート ル1年	<u>4,587円</u>	第三種	電力の供給事業及 び電気通信事業の ための電柱又は鉄 塔の設置を目的と するもの	1平方 メート ル1年	<u>4,154円</u>
第四種	架空線の設置を目 的とするもの	1メー トル1 年	<u>764円</u>	第四種	架空線の設置を目 的とするもの	1メー トル1 年	<u>692円</u>
第五種	前各種に属さない もの	1平方 メート ル1年	<u>4,587円</u>	第五種	前各種に属さない もの	1平方 メート ル1年	<u>4,154円</u>
備考（現行のとおり） 付 則 1 この条例は、令和4年4月1日から施行す る。 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、こ の条例の施行の日以後の占有又は使用に係る占有 料又は使用料について適用し、同日前に既に納入 の通知が行われ、当該通知に係る占有又は使用の 期間に属するものについては、なお従前の例によ る。				備考（略）			